

○宇都宮市食育推進会議規則

平成 18 年 3 月 24 日

規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宇都宮市食育推進会議条例(平成 18 年条例第 14 号)第 4 条の規定に基づき、宇都宮市食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 食育の関係団体を代表する者
 - (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 食育推進会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、食育推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 食育推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 食育推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 食育推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第 4 条 食育推進会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 食育推進会議の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、食育推進会議の運営について必要な事項は、会長が食育推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。